平成２２年（フ）第１１９０号
大阪府八尾市安中町８―11―１―107、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目６番25号
債務者　髙木　康光
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１９４号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目３番13―703号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７号
堺市南区竹城台２丁１番29―205号
債務者　堤　　洋子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５８５号
大阪府松原市天美東２丁目149番地の６
債務者　坂本　岩夫
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６８９号
堺市美原区黒山843番地３
債務者　阪口　智子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９１２号
堺市北区蔵前町1540番地８　ロイヤル蔵前208号、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目９番７号　マンションブルースカイ305号
債務者　佐々木哲也
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２６号
大阪府富田林市桜ヶ丘町２―55―409　倉本方、住民票上の住所堺市東区西野443番地１
債務者　松井　優子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９３２号
堺市中区土師町１丁５番４号　ニュー北田ハイツ203号、前住所堺市北区金岡町1100番地94
債務者　杉谷タクシーこと　杉谷　　実
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８号
堺市中区福田299番地１
債務者　松谷　初美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
堺市南区竹城台４丁２番３―305号
債務者　クライムこと　亀岡　武志
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
大阪府松原市阿保４丁目７番３号
債務者　深田　悦男
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
堺市堺区南庄町２―１―27―103　坂上方、住民票上の住所大阪市都島区内代町１丁目２番37―401号
債務者　寺澤　左京
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
堺市南区竹城台４丁２番２―109号、前住所大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1486番地の２Ｂ―103号
債務者　山崎　　稔
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
大阪府高石市綾園６丁目９番３号
債務者　蓮沼　伸一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目５番28号
債務者　鷹柳　一幸
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
堺市南区竹城台１丁２番15―306号
債務者　松尾　　保
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
大阪府富田林市北大伴町３丁目２番26号、前住所大阪府羽曳野市河原城459番地の31
債務者　久米　直登（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係